

平成30年2月28日  
神戸税関業務部

関係者各位

## お 知 ら せ

### 関税率表解説及び分類例規の一部改正について

平成30年2月27日付財関第260号により別紙のとおり、関税率表解説及び分類例規の一部が改正され、平成30年4月1日から適用されることとなりましたので、お知らせします。

本件に関し不明な点がありましたら、最寄りの税関窓口又は業務部首席関税鑑査官まで照会願います。

なお、税関ホームページ〔<http://www.customs.go.jp/news/index.htm>〕にも掲載しております。

本件に関する照会先

業務部首席関税鑑査官

TEL 078-333-3118

FAX 078-333-3147

e-mail: kobe-bunrui@customs.go.jp